

令和三年三月五日受領
答弁第五二号

内閣衆質二〇四第五二号

令和三年三月五日

内閣総理大臣 菅 義 偉

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員屋良朝博君提出沖縄振興特定事業推進費等に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員屋良朝博君提出沖繩振興特定事業推進費等に関する再質問に対する答弁書

一について

沖繩振興特定事業推進費（沖繩振興特定事業推進費市町村補助金（以下「市町村補助金」という。）及び沖繩振興特定事業推進費民間補助金をいう。以下同じ。）については、継続事業に要する経費を含めて予算を計上することにより、事業を複数年度にわたり安定的に実施することが可能となるため、「事業を複数年度にわたり安定的に実施することを可能とする」には、沖繩振興特別措置法を根拠規定とする沖繩振興特別推進交付金で対応すべき」との御指摘は当たらない。

二及び四の後段について

御指摘の「県全体に対する公平性、平等性が一層確保される」の意味するところが必ずしも明らかではないが、沖繩振興特定事業推進費は、沖繩振興特別推進交付金を補完し、内閣府が沖繩県内の市町村等（以下「市町村等」という。）と直接、速やかな調整を図ることを通じて、市町村等の意向を踏まえ政策課題に迅速かつ柔軟に対応するための事業に要する経費の一部を補助するものであって、これを活用することにより、市町村等に対し、よりの確かつ効果的な支援が可能になるものと考えている。

また、お尋ねの「政府が把握している具体的な事例」については、例えば、沖縄の食の魅力発信拠点整備事業について、年度途中に地元の要望等を受けて迅速に事業を実施する必要が生じたことに伴い、同府及び那覇市が直接、沖縄振興特定事業推進費の活用に向けて速やかな調整を図り、臨機応変な財源捻出による確かつ効果的な支援が可能となったことが挙げられる。

三について

各年度における沖縄振興特定事業推進費の当初予算額（令和三年度においては、今国会に提出している令和三年度予算の額をいう。）のうち、新規事業に要する経費については、令和元年度における沖縄振興特定事業推進費の執行実績等を勘案して、それぞれ所要額を積算したものである。

四の前段について

市町村補助金の令和三年三月一日までの累計の交付決定額のうち、那覇市、宜野湾市、沖縄市、うるま市及び八重瀬町に対する交付決定額の合計額が占める割合は約九十三・三パーセント、沖縄市に対する交付決定額が占める割合は約五十八・二パーセントである。

五及び六について

令和元年度における沖縄振興特定事業推進費の繰越しについては、自然災害の影響による事業の進捗の遅れを主な要因とするものであり、やむを得ないものと考えている。また、御指摘の「活動指標」については、当該繰越しを行った事業の進捗状況を踏まえつつ、必要に応じ、見直しを検討してまいりたい。

お尋ねの「沖縄振興特定事業推進費を次年度に更に増額した理由とその根拠」については、先の答弁書（令和三年二月五日内閣衆質二〇四第一七号）六及び七についてでお答えしたとおりである。

七について

お尋ねについては、例えば、我が国による「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」の世界遺産一覧表への記載の推薦について、国際自然保護連合による延期の勧告を踏まえて平成三十年六月一日に取り下げることが閣議了解したことに伴い、可能な限り早期の推薦を行うため、当該勧告において要請された生物多様性の保全等の対応を迅速に行う必要が生じたところ、そのための臨機応変な財源捻出が困難であったことが挙げられる。